

令和 6 年 5 月 2 日

介護サービス事業所 様

川崎市健康福祉局長寿社会部介護保険課長
川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課長

介護給付費の正確な算定・請求について（通知）

令和 6 年度介護報酬改定により、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）等において、届出が必要な事項が新設され、事前に都道府県知事又は市町村長に届け出なければならないと明記されている事項を届出せずに請求しますと返戻になります。

返戻となった請求は、修正を行い、請求受付期間中に再請求いただくこととなりますが、介護給付費等の支払いは、最短でも 1 月遅れることとなります。

過去の報酬改定で事業所の請求が全件返戻となった事例があったことから、4 月分の請求にあたりましては、介護給付費算定の届出等に係る留意事項について（※）の内容や、本市に届け出た体制等状況一覧表、施設・事業所等で保管する介護給付費算定に係る体制等状況一覧表の内容を確認のうえ、届出と請求内容に齟齬がないようご注意ください。

なお、4 月分の請求は、4 月 10 日までに届け出た介護給付費算定に係る体制等状況一覧表が最新となります。4 月 11 日以降に届け出たものは 5 月分から適用となります。

（※）福祉・保健・医療情報 - WAM NET（ワムネット） 資料 6

<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou/detail?gno=20501&ct=020050010>

問合せ先

（受給者台帳（被保険者番号、氏名・要介護状態区分、サービス計画作成事業所））

○健康福祉局長寿社会部介護保険給付係

TEL 044-200-2687

（事業所台帳（事業所番号・開設日、廃止日・各加算、体制等））

○健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課事業者指定係

TEL 044-200-2469